

## 山形県いじめ問題審議会運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山形県いじめ防止対策の推進に関する条例（平成26年3月県条例第56号。以下「条例」という。）第17条の規定により、山形県いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2条 審議会の招集は、会議開催の場所、日時及び審議事項をあらかじめ委員に通知して行う。

2 条例第11条第2号に掲げる事項に係る審議について、委員が調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係がある場合には、会長は、その委員に対し、当該審議会への出席を求めないことができる。

### (審議会の調査審議)

第3条 審議会は、条例第11条第2号に掲げる事項に係る調査審議について、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 保護者又はその代理人から、事情を聴取すること。
- (2) 県教育委員会事務局職員、県立学校の教職員及びその他関係者に対し、出席又は報告を求めること。
- (3) 県立学校及び関係機関を訪問し、現地での調査を実施すること。
- (4) 専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴くこと。
- (5) その他、必要と認めること。

### (守秘義務)

第4条 審議会の委員は、この調査審議上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年6月16日から施行する。